諮問第196号の答申 作物統計調査の変更について(案)

本委員会は、諮問第196号による作物統計調査の変更(令和7年産以降の調査に係る変更)について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

1 本調査計画の変更

(1) 承認の適否

令和7年7月11日付け7統計第287号により農林水産大臣から申請された「基幹統計調査の変更について(申請)」(以下「本申請」という。)について審議した結果、「作物統計調査」(基幹統計調査。以下「本調査」という。)の変更について、一部を除いて、おおむね適当であり、農林水産省が、本委員会の意見を踏まえて、審議の過程において提案した次の①及び②に掲げる事項(詳細は、「(2)理由等」に記載)に対応することを条件として、承認して差し支えない。

- ① 作況指数に替えて、新たな指数を集計・公表すること。
- ② 生産者が用いるふるい目幅による収穫量(主食用)の集計項目名について変更すること。

(2) 理由等

ア 水稲に係る調査の変更

(ア) 作況指数の集計の取りやめ

a 農林水産省は、従前から、当年の水稲の作柄(稔り具合)について、**図表1**のとおり、「10アール当たり平年収量」(以下「平年単収」という。)(注1)と、本調査の結果である「10アール当たり収量」(以下「単収」という。)との比率を指数化した「作況指数」として、集計している。

本申請では、この作況指数の取扱いに関し、以下に掲げる変更を行う計画である。

- ① 作況指数の集計を、令和7年産の調査から取りやめる。
- ② 作況指数に替わる新たな指数は作成しない。
- ③ 単収に係る経年比較のデータについては、前年産との比較のみとする。

図表 1 作況指数の集計 (令和6年産まで)(注2)

	12 - 11 W.12 M. VIII - 1 Z V V				
段階	調査区分	時点	公表時期	計算式	
生育 過程	予想収穫量 調査	9月25日 現在	10月中旬	予想収穫量調査の結果による単収の予測値	100
		10月25日 現在	11月中旬	平年単収	× 100
収穫後	収穫量調査	収穫期	(概要) 12月上旬	収穫量調査の結果による単収の実績	
			(詳細) 翌年2月下旬	平年単収	× 100

- (注1)「10アール当たり平年収量」(平年単収)とは、過去30年の単収のすう勢を踏まえ、気象状況・被害状況が平年並みであれば(大規模な気象変化や災害が発生しなければ)、当年に収穫できるであろうと期待される単収であり、農林水産省が、毎年、当年の作付けに先立って、同省内に設けられる「水稲の作柄に関する検討会」(学識経験者等で構成)の意見を受けて、決定・公表するものであり、本調査の集計事項としては扱われていない。
- (注2) 予想収穫量調査よりも早い段階の水稲の作柄予想(7月15日現在(四国・九州の一部地域の早期栽培及び沖縄の第一期稲のみ)及び8月15日現在(都道府県別(ただし、四国・九州の一部地域の早期栽培及び沖縄の第一期稲を除く)))も行われているが、それらについては、気象データ及び人工衛星データを用いた予測式により予測した結果を公表するものであり、本調査の集計事項としては扱われていない。
 - b 今回予定されている作況指数の取りやめの理由について、農林水産省は、以下のとおり説明している。
 - ① 作況指数の計算過程で分母として用いる「平年単収」が、30年という長期間のすう勢を踏まえているために、近年の急激な気象変動を反映できておらず、北海道や東北の米の主生産地を中心に実態と合わない地域がある。
 - ② 現在の「平年単収」の作成プロセスが複雑である。
 - ③ 「作況指数」について、単収に係る指数ではなく、収穫量全体の多少を示す指数であるとの認識が浸透しており、その解消が困難である。
 - ④ 農林水産省の政策遂行上も、作況指数を直接用いるものはなくなっており、平年値との比較である作況指数の必要性がない。

また、作況指数に替わる新たな指数は作成せず、単収に係る経年比較のデータについて、前年産との比較のみとすることについては、以下のとおり説明している。

- ① 利用者においては、それぞれのニーズに基づき、様々な指標(例えば、前年比、3か年平均、5か年平均、5中3平均(前年産を起点とした過去5か年のうち、最高及び最低を除いた3か年の平均)など)が用いられており、毎年の単収を公表すれば、利用者において加工が可能であり、そのニーズに十分応えられる。逆に、農林水産省が新たな指標を公表しても、利活用者のニーズに応えることにはならない。
- ② 生産現場で最も行われている比較は前年産との比較であり、それを公表すれば情報提供として足りる。
- c これらの説明を受け、本委員会は、
 - ① 令和2年頃以降の気温が過去のトレンドから大きく外れており、作況指数の分母である「平年単収」が、適切でなくなってきていること
 - ② 「平年単収」の作成プロセスが複雑であること といった観点から、作況指数の集計の取りやめについては、やむを得ないと理解すると ころである。

しかし、「平均的に期待される単収に比べて、今年は、どの程度の収穫が見込めるか(又は収穫できたか)」というデータは、前年産との比較では必ずしも分からないものであり、米の生産や流通に携わる者が、中長期的な視点に基づき生産計画や設備投資などを行うためには重要な情報と考えられる。したがって、作況指数の集計が取りやめになった後においても、当該データの必要性自体は継続すると考える。

ましてや、国の最も重要な作物である水稲に係る単収の経年比較データについて、前

年の作柄の良し悪しに大きく左右される前年産との比較のみしか公表されなくなるという状況は適切ではないと考える。

d そこで、作況指数に替わる新たな指数の集計について再考を促したところ、農林水産省から、分子については、従前同様、当年の単収とし、分母について「5中3平均単収」 (注3) とする新たな指数を集計するとの提案がなされた。

「5中3平均単収」を分母とすることについて、農林水産省は、

- ① 近年の単収のすう勢を反映しつつ、大きな災害など特殊事情のあった年のデータを 除外して作成されることで、安定した平均的単収が期待できるとともに、計算が簡易 である
- ② 畑作物や野菜は、「7中5平均単収」を用いたデータを公表しているが、水稲はそれらと比べて毎年の単収の変動が小さいことや、近年の高温の影響を反映する観点から、より短い期間を対象にすることが望ましい

との説明をしている。

本委員会としても、現時点においては「5中3平均単収」を用いることについて容認するが、今後、農林水産省において新たな指数を集計・公表していく中で、専門家や生産現場などの意見も聴きながらその妥当性が検証される必要があると考えている。

(注3) 前年産を起点とした過去5か年のうち、最高及び最低を除いた3か年の単収の平均値

e 以上から、新たな指数が集計・公表されることを前提として、作況指数の集計の取り やめを容認する。また、「5中3平均単収」を分母とした新たな指数の妥当性の検証につ いては、後記2の「今後の課題」に掲げることとしたい。

(イ)「収穫量(主食用)」を集計する際の米の大きさに係る基準の見直し

a 本調査では、現在、「収穫量(主食用)」として集計する米(玄米。以下同じ)について、①ふるい目幅1.70mm (注4)以上、かつ、②農産物規格規程三等以上(注5)を、全国一律の基準として用いている。これは、本調査が、いわゆる「生産統計」であり、主食用に利用し得る米の総量を把握することを目的の一つとしているためである。

しかし、本申請では、令和7年産から、以下の変更を行う計画である(図表2を参照)。

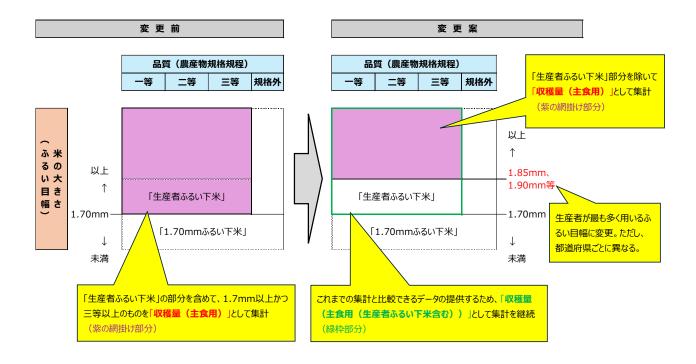
- ① 「収穫量(主食用)」については、都道府県別に、生産者が最も多く用いているふるい目幅^(注6) (1.85mm、1.90mm等) により集計することに変更する。
- ② 従前の基準(ふるい目幅1.70mm以上、かつ、農産物規格規程三等以上)による集計 については、「収穫量(主食用(生産者ふるい下米^(注7)含む))」と集計項目名を変更 して継続する。
- ③ 「収穫量(主食用)」については、これまで時系列比較の情報が設けられていなかったが、「収穫量(子実用)」(注8)と同様、前年産との比較(対前年比・対前年差)についても併せて公表する。

⁽注4)米の紡錘型の尖った側の最大直径。実測調査の過程では、集めた米を、目の大きさが異なるふるい(「選別ふるい」)にかけることで、粒の大きさごとの選別を行っている。このふるい目の大きさを「ふるい目幅」という。

- (注5) 農産物検査法(昭和26年法律第144号)に基づく規程。整粒、被害粒、死米、着色粒等の割合に応じて、一等から三等に区分される。三等に満たない品質のものは「規格外」とされる。
- (注6) 都道府県ごとのふるい目幅は、実測調査を行う水田(作況標本筆)の生産者から聞き取ったふるい 目幅のうち、最も使用者が多いふるい目幅によるとされている。
- (注7)「生産者ふるい下米」(ふるいしたまい)とは、主食用として作付けられた水田から収穫された米のうち、ふるい目幅1.70mm以上、かつ、農産物規格規程三等以上の米であって、生産者が使用しているふるい目幅(都道府県ごとに1.85、1.90mm等)に満たない米(再調製により主食用に利用され得る米)を指す。
- (注8)「子実用(しじつよう)」とは、主に食用に供することを目的とするものをいう。 主食用のほか、備蓄用、加工用等として作付けられた水田から収穫されたものも含む。 (何らかの形で、食用となり得る米の全体を示す概念)

図表2 「収穫量(主食用)」を集計する際のふるい目幅の変更(申請段階)

生 土 石 日 夕	集計する際の	ふるい目幅	備考	
集計項目名	変更前	変更案	1佣 与	
収穫量(主食用)	◆1.70mm以上	◆生産者が最も多く用い	◆生産者が主食用とし	
	(全国統一基準)	ているふるい目幅	て出荷する際の実態	
		(1.85mm、1.90mm等/都道	に沿った集計を行う	
		府県ごとに異なる。)	ための変更	
			◆対前年比・対前年差	
			の情報を追加	
収穫量(主食用		◆1.70mm以上	◆令和6年産までの	
(生産者ふるい		(全国統一基準)	「収穫量(主食用)」	
下米含む))	_		に相当	
			◆対前年比・対前年差	
			の情報を追加	
<参考>				
収穫量 (子実用)	◆1.70mm以上		〔変更なし。対前年比・対	
	(全国統一基準)		前年差は従前から集計〕	



- b 農林水産省は、この変更理由として、
 - ・米のブランド化などにより、生産者においては、1.85mmや1.90 mm等のふるい目幅を用いて粒の大きな米を出荷する傾向にあること
 - ・そのため、それに満たない大きさについては、1.70mm以上であっても、主食用の収穫 量と認識されない場合が多いこと
 - ・その結果として、1.70mm以上による現在の集計は、生産現場の取扱いの認識とかい離するおそれがあること

を挙げている。

- c 今回予定している変更については、以下の点から、おおむね適当と考える。
 - ① 生産者において粒の大きな米を出荷する傾向がある中、1.70mm以上による現状の 集計だけでは、生産者が主食用として認識して市場に出荷された米の数量とかい離 する余地を内包しており、現状の集計に加え、出荷という観点を踏まえた生産量の 集計を行うことも必要であること
 - ② 一方で、本調査により、主食用に利用され得る米の総量を把握するという目的は 失われておらず、1.70mm以上による現在の基準による集計が継続されること
 - ③ これまで経年比較のデータ提供がなかった状況を改善するものであること
- d ただし、申請された変更案では、生産者のふるい目幅による集計項目名に、現在、1.70mmのふるい目幅による集計項目名として用いている「収穫量(主食用)」を充てることとされていた。

これについて、本委員会から、異なる定義の集計項目に同一の集計項目名を用いることによる利用者側の誤解等について懸念を示し、再考を促したところ、農林水産省から、審議の過程において、**図表3(赤字部分)**のとおり、生産者のふるい目幅による集計項目名を「収穫量(主食用(生産者ふるい上米))」に修正したいとの提案がなされた。

この提案については、1.70mmのふるい目幅による集計で用いる「収穫量(主食用 (生産者ふるい下米含む)」との対になるものとして、集計内容をより具体的に示そう とするものであり、適当である。

図表3 収穫量(主食用)についての集計項目名の変更

区 分	1.70mm のふるい目幅による集計	生産者のふるい目幅による集計
現在の取扱い	収穫量 (主食用)	<集計なし>
\downarrow	\downarrow	\downarrow
申請段階の変更案	収穫量(主食用(生産者ふるい下	収穫量 (主食用)
	米含む))	
\downarrow	\downarrow	\downarrow
審議の過程で示された修正案	<変更案のまま>	収穫量(主食用(生産者ふるい上
		米))

e なお、集計結果の公表に当たっては、長期時系列の表において、現在の「収穫量(主 食用)」と令和7年産以降の「収穫量(主食用(生産者ふるい下米含む))」が接続するも のであることが分かるように表章するほか、集計の対象となる米の基準について、変更 前後の相違を丁寧に説明するとともに、変更がなされた背景や効果についても併せて示すことが必要である。

(ウ) 水稲の調査票で用いている「くず米」の呼称変更

a 水稲の作況調査については、現在、地方農政局等 (注9) の職員又は統計調査員による実 測調査として行われており、その際に用いる調査票 (注10) においては、1.70mmに満たない 米の重さに係る項目について、「くず米重」と呼称している。

本申請では、令和7年産の調査から、この項目名について、**図表4**のとおり、「1.70mm ふるい下米重」に変更する計画である。

- (注9)「地方農政局等」とは、地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局農林水産センターをいう。
- (注10) 令和7年産の調査時にあっては様式第19号、令和8年産以降の調査にあっては様式第24号となるが、 様式番号が変更されるのみで、把握する内容に変更はない。



図表 4 水稲の作況調査で用いる調査票における呼称の変更

b 今回予定している変更については、項目名を客観的かつ適切な名称に変更しようと するものであることから、適当である。

イ 水稲以外の作物に係る調査の変更

(ア) ブロッコリーの指定野菜化に伴う集計の充実

a 本調査の対象作物である野菜については、現在、野菜生産出荷安定法(昭和41年法律 第103号)に基づく「指定野菜」(注11)に該当する14品目と、指定野菜に準ずる野菜の27品 目について調査を行っているが、指定野菜に準ずる野菜として本調査の対象となってい る「ブロッコリー」が、近年の需要の高まりを受け、令和8年度から「指定野菜」に位 置づけられる。

これを受け、本申請では、ブロッコリーに係る集計事項について、令和8年産の調査から、他の指定野菜と同様、**図表5**の②③を追加する計画である。

(注11)「指定野菜」とは、野菜生産出荷安定法第2条により「消費量が相対的に多く又は多くなることが見込まれる野菜であって、その種類、通常の出荷時期等により政令で定める種別に属するものをいう」と規定されており、この規定を受けた野菜生産出荷安定法施行令(昭和41年政令第224号)第1条において、野菜の種類と種別が具体的に規定されている。

図表5 野菜に係る集計事項

	集計事項	集計地域	対象となる野菜
1)	作付面積、10a当たり収量、収穫 量、出荷量	全国、農業地域、都道府県	指定野菜 指定野菜に準じる 野菜
2	用途別出荷量	全国、農業地域、都道府県 (主産県調査年は、全国、都道府県)	指定野菜のみ
3	作付面積、収穫量、出荷量	野菜指定産地計、 野菜指定産地を包括する市町村	指定野菜のみ

b 今回予定している変更については、ブロッコリーの指定野菜化に伴い、他の指定野菜 と同様の集計の充実を図ろうとするものであることから、適当である。

(イ) 茶の母集団情報作成の効率化

a 茶の収穫量調査の報告者となる荒茶工場 (注12) の母集団名簿については、現在、統計法第27条の規定に基づき総務省が整備している「事業所母集団データベース」を活用するとともに、地方農政局等の職員が、地方公共団体や関係団体に対する情報収集により整備を行っている。

本申請では、令和8年産の調査から、地方農政局等の職員による情報収集に替えて、 民間事業者による調査対象者への確認を導入するなど、**図表6**の②③を追加する計画で ある。

(注12) 茶畑から摘んだ葉を一次加工したものを荒茶(あらちゃ)と呼ぶ。かつて荒茶は、茶農家の敷地内に 併設された専用の建物や棟で作られていたが、現在は、オートメーション化などの観点から、食品加工 場のような荒茶工場に茶葉が集められ、加工されることが一般的になっている。

そのため、茶の調査については、作付面積調査は「関係団体等」及び「農林業経営体」から報告を求める一方で、収穫量調査は「荒茶工場」から報告を求めている。

図表 6 荒茶工場の母集団名簿の整備方法の変更

変更前	変更案	
① 事業所母集団データベースによる把握	① 事業所母集団データベースによる把握	
② 地方農政局等の職員が、地方公共団体や関係機関に対して情報収集	② 作付面積調査の報告者である農林業経営 体に対する調査 ^(注) の過程で、経営体自身が 荒茶加工を行っていないかについて併せて 確認	
	(注) 大規模階層については地方農政局等の職員又は統計 調査員による調査。中小規模階層については民間委託 による調査	
	③ 主産県の荒茶工場のうち、収穫量調査の報告者に選定されなかった工場に対して、操業 状況を郵送又はオンラインにより確認	

b 今回予定されている変更については、地方農政局等の職員の負担を軽減し、母集団名 簿の整備を効率化しようとするものであり、②については、令和8年産以降の調査にお いて用いる調査票に当該項目を設けることが、前回変更により、既に承認されているこ と、③については、操業の有無及び生産量規模の簡易な確認が想定されており、荒茶工場の負担も大きくないと見込まれることから、適当である。

2 今後の課題

(1) 新たな指数の検証〔前記1(2)ア(ア)関連〕

本調査の審議の過程で示された「5中3平均単収」を分母とする新たな指数については、本 調査の審議における本委員会の意見を踏まえて、急ぎ作成されたものであることから、今後、 農林水産省において新たな指数を集計・公表していく中で、専門家や生産現場などの意見も聴 いて、その妥当性及び実態に合った指数の可能性を検証し、適時、本委員会に報告する必要が ある。

(2) 新たな調査方法の導入の検討〔前記1(2)ア(イ)関連〕

水稲の収穫量調査については、現行、実測調査で行われているが、地方農政局等において 統計業務に携わる職員の減少により、現在の調査方法の維持が将来的に困難になるという状 況等にある。

このような状況の中、統計の精度維持と調査実施の効率化の観点から、新たな調査方法として、①農林業経営体に対する調査の導入、②収量コンバインのデータ活用、③人工衛星データの活用等が検討されているところであるが、これら新たな調査方法の導入は、水稲に関する本調査の在り方を大きく変えるものになると想定される。

ついては、これらの導入検討に当たっては、外部有識者を交えた検討会の開催など、透明 性の高い議論を行った上で立案する必要がある。